

年金給付の経過措置一覧(平成 31 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金			
	資格期間	被用者年金の加入期間	厚年の中高加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算の乗率	配偶者の振替加算額(年額)(注1)	定額部分の振替	定額部分の参考単価 単価×読替率(注3)		報酬比例部分の乗率(1,000分の)		(男子)支給開始年齢		(女子)支給開始年齢		配偶者の加給年金額(年額)(含特別加算)(注2)	経過的寡婦加算額(年額)(注1)	
								単価 1,626円	総報酬制前	総報酬制後	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分				
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。																585,100円	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	224,500円	1.875	3,049円	9,500	7,308	60歳	55歳	224,500円	585,100円				
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	218,439円	1.817	2,954円	9,367	7,205	〃	〃	〃	555,096円				
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	212,602円	1.761	2,863円	9,234	7,103	〃	〃	〃	527,315円				
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	206,540円	1.707	2,776円	9,101	7,001	〃	〃	〃	501,518円				
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	200,479円	1.654	2,689円	8,968	6,898	〃	〃	〃	477,500円				
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	194,642円	1.603	2,606円	8,845	6,804	〃	〃	〃	455,083円				
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	188,580円	1.553	2,525円	8,712	6,702	〃	56歳	〃	434,113円				
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	182,519円	1.505	2,447円	8,588	6,606	〃	〃	〃	414,453円				
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	176,682円	1.458	2,371円	8,465	6,512	〃	57歳	257,700円	395,985円				
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	170,620円	1.413	2,298円	8,351	6,424	〃	〃	〃	378,603円				
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	164,559円	1.369	2,226円	8,227	6,328	〃	58歳	〃	362,214円				
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	158,722円	1.327	2,158円	8,113	6,241	〃	〃	〃	346,736円				
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	152,660円	1.286	2,091円	7,990	6,146	〃	59歳	〃	332,095円				
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	146,599円	1.246	2,026円	7,876	6,058	〃	〃	〃	318,224円				
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	140,762円	1.208	1,964円	7,771	5,978	〃	60歳	290,700円	305,064円				
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	134,700円	1.170	1,902円	7,657	5,890	60歳	61歳	〃	323,900円	292,562円			
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	128,639円	1.134	1,844円	7,543	5,802	〃	〃	〃	357,000円	273,060円			
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	122,802円	1.099	1,787円	7,439	5,722	〃	62歳	〃	390,100円	253,557円			
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	116,740円	1.065	1,732円	7,334	5,642	〃	〃	〃	〃	234,055円			
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	110,679円	1.032	1,678円	7,230	5,562	〃	63歳	〃	〃	214,552円			
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	104,842円	1.000	1,626円	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	〃	195,050円		
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	98,780円	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	175,547円		
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	92,719円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	156,045円		
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	86,882円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	136,542円		
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	80,820円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	63歳	〃	117,040円		
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	74,759円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	97,537円		
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	68,922円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	64歳	〃	78,035円		
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	62,860円	〃	〃	〃	〃	61歳	—	〃	〃	〃	58,532円		
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	56,799円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	39,030円		
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	50,962円	〃	〃	〃	〃	62歳	—	〃	—	〃	19,527円		
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	44,900円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—		
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	38,839円	〃	〃	〃	〃	63歳	—	〃	—	〃	—		
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	33,002円	〃	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	—		
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	26,940円	〃	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—	〃	—		
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	20,879円	〃	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	—		
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	15,042円	〃	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—	〃	—		
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	—		
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—		
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	—		
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,042円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—		
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	—		

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢のみです。

(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。

(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。

単価1,626円は平成16年改正後の額1,628円に改定率(平成31年度は0.999)を乗じた額。